

タイトル 法教育の華 「もぎさい」で伝えるべきこと

～基礎編から発達編まで～

発表者名（所属）張江亜希，塩川泰子，星野泰志（第二東京弁護士会）

法教育の一つのきっかけである裁判員裁判制度導入以来，模擬裁判は，法教育のコンテンツとして，「もぎさい」と呼ばれ，人気を博してきた。誘致する学校側からは，法教育に関心をもっていない教員に対しても内容のイメージをもってもらいやすい。また，担い手である弁護士も，通常業務や自身が受けてきた法曹教育の延長線上で行いやすい。小学生レベルでも，日常の小さな事件を基にした「もぎさい」類似の実践が行われるなどの基礎編が存在するし，進学校を中心とした高校でプロ顔負けの模擬裁判を行うなどの発達編まで存在する。

その一方で，「もぎさい」が何を伝えようとしているかについては，ひとまず体験すること以上につきつめて考える担い手は少ない傾向にあったように思う。弁護士の立場でいえば，「もぎさい」を実施するうえでは，日常業務に親和性があるゆえに，ストーリーへのこだわりも捨てがたく，開発コストはけして低くない教材類型である。それにもかかわらず，情報量が多いために，ひとまず体験してもらって，学んだことを各自が持ち帰るというものが多く，コストパフォーマンスが高くないのではないかと発表者は考えた。

そもそも，裁判を体験する過程で，事実を探究するという体験は，日常生活にも役立つ体験であり，その意義を明確化するとともに，ワークやまとめなど，授業全体を通じて，伝えるべきことを伝えるフォーマットにすることが重要である。従事する弁護士には，「あわよくば，法曹の仕事に興味をもってもらいたい」という気持ちもあり，体験の重要性に目が行きがちであるが，「もぎさい」が法教育の人気コンテンツである以上，教材の目的を意識したフォーマットづくりが急がれる。発表者の所属する第二東京弁護士会では，小学生向けの「もぎさい」類似教材において，最小限の伝えるべきことを明確化し，ワークやまとめの基本フォーマットを開発してきた。これを元に，発達編である高校生などを対象とした模擬裁判で伝えるべきこととその在り方を検討し，報告する。